65歳超雇用推進助成金

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を 無期雇用転換した場合に助成されます。



支給申請年度1適用事業所あたり10人まで

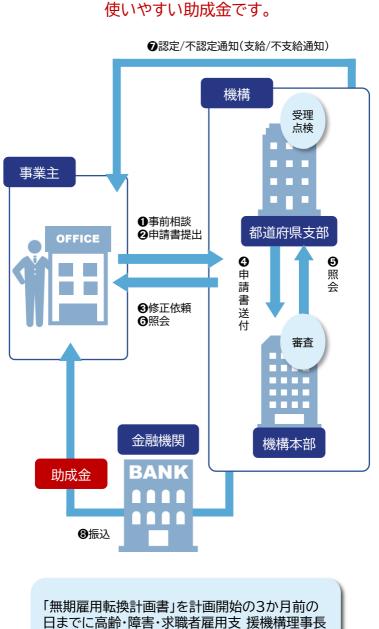
労働者 一人につき	中小企業	中小企業以外
生産要件を 満たさなかった 場合	48万円	38万円
生産要件を満たした場合	60万円	48万円

主な支給要件

- (1)「無期雇用転換計画書」を(独)高齢・障害・ 求職者雇用支援機構理事長に提出し、計 画の認定を受けていること。
- (2)有期契約労働者を無期雇用労働者に転 換する制度※1を労働協約または就業規則 その他これに準ずるものに規定している こと。 実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として平成25
- 年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するものに限ります。 (3)上記(2)の制度の規定に基づき、雇用す
- る50歳以上かつ定年年齢未満の有期契 約労働者※2を無期雇用労働者に転換す ること。 ※2 無期雇用転換日において64歳以上の者はこの助成金
- の対象労働者になりません。 (4)上記(2)により転換された労働者を、転
- 換後6か月以上の期間継続して雇用し、 当該労働者に対して転換 後6か月分の 賃金※3を支給すること。 ※3 勤務をした日数が11日未満の月は除きます。



での間に、高年齢者雇用安 請日の前日ま 定法第8条または第9条第1項の規定と異 なる定めをしていないことや同法第10条 の3第2項に基づく勧告を受けていない事 業主であること等が必要です。 業種は限定されていません。



に申請し、計画内容の認定を受けることが必要